

宮城県庁舎広告募集要項

1 広告媒体 (上段4月～9月適用料金 下段10月以降適用料金)

掲出場所	規格	枠数 (枠)	広告料金(円/月)※1枠あたり		備考
			左の内訳		
			広告掲出料	行政財産使用料	
1階エレベーターホール	B2縦	46	14,220	12,960	1,260 東側23枠, 西側23枠
			14,460	13,200	
1階パスポートセンター前	B2縦	12	14,220	12,960	1,260 A4以下リフレット等設置可
			14,460	13,200	
1階カフェラウンジ	B2縦	2	12,060	10,800	1,260
			12,260	11,000	
	縦1.14m × 横1.9m	1	25,360	21,600	3,760 内照広告 バックライトフィルム
			25,760	22,000	
エレベーター内壁	A3横	17	7,740	6,480	1,260 東側8枠, 西側9枠 (1～2枠/1機) (BはB2縦選択可)
			7,860	6,600	
	B2縦		12,060	10,800	
			12,260	11,000	
1階北側廊下窓ガラス	縦1.9m × 横2.9m	10	61,510	54,000	7,510 七十七銀行前4枠, 郵便局前6枠
			62,510	55,000	
2階エレベーターホール	B2縦	26	7,740	6,480	1,260 東側13枠, 西側13枠 A4以下リフレット等設置可
			7,860	6,600	

- ※1 広告掲出箇所写真・図面は、別添のとおりです。 ※2 掲出単位は、1枠、1か月単位とします。
- ※3 広告料金は、消費税及び地方消費税(4月～9月適用料金8%、10月以降適用料金10%)を含みます。詳細については別添資料参照のこと。
- ※4 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年宮城県条例第19号)に基づき算定したものです。10月以降掲出開始の申込みについては、増税に伴い本条例が改正された場合、行政財産使用料が変更されることがあります。掲出期間に関わらず、4月～9月掲出開始の申込みをいただいた場合は上記の額から変更はありません。

2 割引制度

名称	条件	割引率
長期割	同一枠を連続して6か月以上掲出する場合	10%
パッケージ割A	異なる掲出場所から2枠かつ3か月以上連続して掲出する場合	20%
パッケージ割B	異なる掲出場所から3枠以上かつ3か月以上連続して掲出する場合	30%

- ※1 長期割とパッケージ割は、併用可。
- ※2 割引の対象は、広告掲出料のみで、行政財産使用料は対象外です。

3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です（広告主と広告代理店が異なる場合のみ）。

※ 広告取扱手数料は消費税及び地方消費税（4月～9月適用料金8%、10月以降適用料金10%）が含まれます。詳細については別添資料参照のこと。

4 広告の掲出期間

月の初めから月末までの1か月単位 ※最長 平成32年3月末まで

5 申込受付期間と申込書類

- (1) 申込受付 平成32年2月21日（金）まで
- (2) 申込書類
 - ① 宮城県庁舎広告申込書
 - ② 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料
 - ③ 行政財産使用許可申請書
 - ④ 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（個人事業主の場合は、住民票抄本）
 - ⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
 - ⑥ 広告の原案、リーフレット等が設置可能な場所はその原案

6 広告主の決定

先着順とし、宮城県広告掲載等基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

7 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領

8 その他

- (1) 広告の作成・費用は、広告主の負担とします。
- (2) 掲出開始日の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日は最初の開庁日とし、掲出終了日は最後の開庁日とします。
- (3) 広告の掲出・撤去は、1階北側廊下窓ガラス広告を除き県で行います。掲出は、掲出開始日の午前9時まで、撤去は、掲出終了日の午後4時以降に行います。
- (4) 1階北側廊下窓ガラス広告の掲出・撤去は、広告主が行うこととし、掲出作業は、掲出開始日前日の午後3時からとし、撤去作業は、掲出終了日の午後2時までとします。撤去は、原状復旧することとします。
- (5) 1階北側廊下窓ガラス広告は、隣接する複数面を契約した場合、全体で1つの広告とするデザインも可能です。

9 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

10 申込・問合せ先

宮城県総務部管財課庁舎班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2354（直通） FAX：022-211-2298 E-mail：kanzait@pref.miyagi.lg.jp